

「第 4 次宇都宮市障がい者福祉プラン」の取組状況について

1 「第 4 次宇都宮市障がい者福祉プラン」について

(1) 策定の目的

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める市町村障害者計画として、障がい者やその家族のニーズの多様化や法制度の変化に的確に対応し、障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進するため、平成 26 年 3 月に策定した。

(2) 計画の構成・・・参考 3 計画の概要

①基本理念

第 4 次プランの目指す社会像として、「障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと安心して暮らせる 共生社会の実現」を基本理念として設定

②基本目標

3 つの基本目標とその達成度を評価するための成果指標を設定

※成果指標の達成度は、次回の計画改定時（平成 29 年度）にアンケート調査により実施

③基本施策

基本目標の達成に向け、基本施策ごとに「施策指標」を設定

※施策指標の達成度は、次回の計画改定時（平成 29 年度）にアンケート調査により実施

④取組

基本目標を達成するための具体的な活動を計画に位置付け、所管課が主体的に進行管理を行う。（全 76 取組）

特に、基本目標の達成に向け効果的な 16 取組を「主要取組」に位置づけ、活動目標を設定し、毎年進行管理を行う。

2 主要取組の評価について

(1) 評価の考え方

- 平成 26 年度の取組のうち、活動目標の目標値を設定している取組については、平成 26 年度の年次目標値から評価を行うとともに、活動目標を設定していない取組については、平成 26 年度内の取組内容から進捗状況の評価を行う。また、計画の最終年度（平成 29 年度）の目標値に対する進捗についても、同様の考え方で進捗状況を確認する。

区分	H26 取組の評価	H29 目標に対する進捗
活動目標の達成率 90%以上 または 取組内容を <u>実施</u>	A 順調	◎
活動目標の達成率 65%以上 90%未満 または 取組内容を <u>一部実施・検討</u>	B 概ね順調	○
活動目標の達成率 65%未満 または 取組内容に <u>未着手</u>	C やや遅れている	△

※活動目標達成率の評価基準は、本市の行政評価を参考

(2) 主要16取組の評価及び進捗確認・・・別紙2参照

【平成26年度の取組内容に対する評価】

区分	H26の取組内容に対する評価
A 順調	9取組 (56.3%)
B 概ね順調	6取組 (37.5%)
C やや遅れている	1取組 (6.2%)

【平成29年度の最終年度目標値に対する進捗状況】

区分	最終年度目標値に対する進捗
◎	3取組 (18.8%)
○	7取組 (43.7%)
△	6取組 (37.5%)

① 全体評価

- ・平成26年度の年次目標に対する評価では、「A 順調」の取組が56.3%、「B 概ね順調」の取組が37.5%であり、全体の9割以上が予定どおり順調に取り組まれている。
- ・年次目標に到達しない取組については、目標値の達成に向け、積極的に取組を推進する必要がある。また、引き続き検討を進めている取組については、関係団体等との意見交換や関係機関等との連携強化を図りながら、着実に検討を進めていく。
- ・平成29年度の最終年度目標値に対する進捗状況では、全体のうち約4割が「△ 目標に対する達成率が65%未満または取組内容に未着手」となることから、今後とも目標達成に向けた着実な取組が必要である。

(3) 各基本目標における平成26年度の取組状況及び評価

【基本目標1 生涯にわたり地域で安心して暮らせる環境づくり】

ア 評価

主要取組	計画期間中の取組	評価
・地域における相談支援体制の充実	「基幹相談支援センター」の設置をはじめとする相談体制の充実	B
・成年後見制度の周知・啓発の推進	制度の利用促進に向けた周知啓発、市民後見人・法人後見人の育成	A
・高齢・児童・DVなどの関係機関との連携強化	関係機関との情報共有、連絡会議の開催	A
・グループホームの設置促進	施設整備等の支援の充実	A
・在宅医療を含む地域療養支援体制の確保	身近な地域で適切な医療やリハビリテーションが受けられる体制の確保	B

イ 取組状況

- ・ 「地域における相談支援体制の充実」については、相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置に向け、センターが担う役割や機能、相談体制や設置場所等について検討を進め、現在策定中の「第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画」において、平成27年度からセンターを設置することとした。
- ・ 「成年後見制度等の周知・啓発の推進」については、制度の理解促進が図れるよう、関係団体や障がい福祉サービス事業所に対し、個別相談会や講座の開催について情報提供を行った。また、市社会福祉協議会が、法人後見人として利用者への支援や法人後見従事者等の養成講座を開催しており、市社会福祉協議会の活動に対して支援している。
- ・ 「高齢・児童・DVなどの関係機関との連携強化」については、複雑かつ対処困難な事例に的確に対応するため、本年度、新たに警察や医師・弁護士等の専門家や行政機関などの関係機関で構成する「宇都宮市虐待DV連携会議」を設置したところであり、情報共有や課題の抽出を行っている。
- ・ 「グループホームの設置促進」については、障がい者が地域で安心して暮らせる居住の場を確保するため、国や県の補助対象外となる施設整備等を支援してきたところであり、施設の改修に対し市が独自に補助金を交付する「グループホーム設置費補助金」について、補助対象を自己所有物件から賃貸物件に拡大した。
- ・ 「在宅医療を含む地域療養支援体制の確保」については、医療・介護・福祉の関係団体で構成する「宇都宮市地域療養支援体制検討会議」において「専門研修委員会」及び「退院支援検討部会」を設置し、研修内容や退院支援のしくみについての検討を行った。

ウ 今後の取組

- ・ 地域における相談支援体制の充実を図るため、早期に「基幹相談支援センター」を設置し、相談支援事業者等に対する指導・助言を行うとともに、関係機関と連携を図りながら、障がい者の各種ニーズに対応できる総合的な相談や、困難事例の対応等を行う。また、障がい者の地域における自立した生活を支援するため、センターを中核とした、グループホームや短期入所等の地域の社会資源との機能連携による拠点づくりを推進する。
- ・ 在宅医療を含む地域療養支援体制の確保については、「宇都宮市地域療養支援体制検討会議」において新たに「24時間365日医療提供体制検討部会」や「在宅リハビリテーション検討部会」などを設置し、引き続き在宅医療や福祉サービスを受けながら安心して生活できる仕組みの検討を進める。

【基本目標2 自分らしく生き生きと自立して暮らせる環境づくり】

ア 評価

主要取組	計画期間中の取組	評価
・発達支援ネットワーク事業の充実	医療・保健・福祉・教育・就労の連携強化、一貫した支援の推進	A
・障がいのある児童生徒等への教育支援の充実	一人ひとりの教育ニーズに応じた総合的な観点からの就学先の決定，指導の実施	A
・障がい者職場定着支援の充実	相談やサポートなどを行う職場定着支援の充実	B
・工賃向上支援の充実	障がい者支援施設等製品販売所の運営，物品の優先調達の推進	A
・ボランティア活用による社会参加活動の促進	障がい者の社会参加等を支援するボランティアの養成	A
・外出・移動支援の充実	外出・移動支援に関する事業の再構築	B

イ 取組状況

- ・ 「発達支援ネットワーク事業の充実」については、関係機関で組織する「発達支援ネットワーク会議」において、今年度新たに、発達障がい理解啓発のパンフレット及びリーフレットを作成し、関係機関を通じ希望者に配布した。
- ・ 「障がいのある児童生徒等への教育支援の充実」については、「教育支援委員会」を開催し、障がいのある児童・生徒等に対し、障がいの状態や本人の意向を踏まえながら、総合的な観点から就学決定を行うとともに、障がいのある児童生徒の指導について、教員に対する研修や指導助言を実施した。
- ・ 「障がい者職場定着支援の充実」については、就職した障がい者の離職を防ぎ安心して働き続けられるよう、今年度新たに「障がい者職場定着支援事業補助金」を創設し、一般就労後の障がい者に対する相談やサポート体制の充実を図った。また、障がい者の雇用に係る課題を抽出するため、市内の企業に対しアンケート調査を実施した。
- ・ 「工賃向上支援の充実」については、障がい者の工賃水準の向上を図るため、障がい者支援施設等製品の「わく・わくショップU」での常設販売のほか、公共施設や銀行、サービスエリアなどの民間施設における出張販売・委託販売に取り組むとともに、今年度は新たに「工賃向上アドバイザー派遣事業補助金」を創設し、障がい者支援施設等における魅力ある製品の開発等を支援した。また、官公需の発注促進を図るため、調達目標などを定めた「宇都宮市障がい者優先調達推進方針」を策定し、全庁的に障がい者支援施設等からの物品等の優先調達に努めている。
- ・ 「ボランティア活用による社会参加活動の促進」については、市内3か所で、手話通訳など障がい者の意思疎通を支援する奉仕員の養成講座を開催し、障がい者の社会参加活動を支援する人材を育成するほか、市社会福祉協議会において、福祉の出前講座のサポーター養成講座や、障がい者に対する支援やコミュニケーションを学ぶ講座を開催している。
- ・ 「外出・移動支援の充実」については、障がい者の外出を支援するため、同行援護や移動支援のサービスを提供するとともに、重度障がい者に対するタクシー料金の助成や精神障が

い者等に対する交通費の助成を行っているところであり、障がい者の社会参加の推進に伴うニーズの多様化に対応するため、障がい者団体等との意見交換を実施した。

ウ 今後の取組

- ・ 障がい者の就労支援を推進するため、今後も一般就労した障がい者の職場定着を支援するとともに、個人の能力や障がい特性に応じた就労ができるよう、職場の体験などを実施する。また、一般就労への移行者が増えるよう、障がい者自立支援協議会就労支援部会において、今後とも情報共有や就労支援に係る説明会の開催に取り組む。
- ・ 外出・移動支援の充実については、障がい者団体等との意見交換の結果を踏まえ、障がい特性に適切に対応した外出・移動支援のあり方について、引き続き検討を進める。

【基本目標3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい環境づくり】

ア 評価

主要取組	計画期間中の取組	評価
・地域や企業における障がいへの理解促進事業の充実	イベント等を通じた地域や企業に対する理解促進の推進	A
・障がいを理由とする差別解消の推進	「障害者差別解消法」に基づく本市のガイドラインの策定	C
・小中学校における障がい者への理解促進事業の充実	出前講座の開催など理解促進事業の充実	B
・地域福祉ネットワーク形成支援	地域住民や福祉関係者の連携協力により福祉活動ができるネットワークの形成支援	B
・情報バリアフリーの普及啓発	出前講座の開催など普及啓発事業の充実	A

イ 取組状況

- ・ 「地域や企業における障がいへの理解促進事業の充実」については、「障がい者週間」において障がい者団体等の参加による街頭啓発活動を実施するとともに、地域団体や民間事業者に対し、障がいへの理解を深める出前講座を実施した。
- ・ 「障がいを理由とする差別解消の推進」については、国が「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（原案）」のパブリックコメントを行ったところであり、本市のガイドラインの策定に向け、国の動向に注視するとともに、中核市の取組状況などについて情報収集を行った。
- ・ 「小中学校における障がいへの理解促進事業の充実」については、市内の小学校を対象とした「盲導犬ふれあい教室」や、「ふれあい文化祭」における手話付き絵本の読み聞かせを実施するとともに、今年度新たに、「障がい者週間」において小学生を対象とした手話付き絵本の読み聞かせを実施した。
- ・ 「地域福祉ネットワーク形成支援」については、市社会福祉協議会が実施する「ふれあいきいきサロン事業」に対し、健康づくり事業を実施するなど、地域における交流促進を支援したほか、住民主体の地域福祉活動の基礎となる「小地域福祉活動計画」の策定に向け、意見交換会や会議等に参画するなど、地区社協の円滑な活動を支援し、平成26年度はモデル地区の

選定などを行った。

- ・ 「情報バリアフリーの普及啓発」については、市の広報紙や障がい者サービスのしおりなどの点字版・音声版を作成するとともに、市のホームページを音声読み上げソフトに対応した形式に充実するなど、障がい特性に応じた情報提供を推進している。

また、民間事業者や地域団体等に対し出前講座を実施し、障がい特性に応じた情報提供方法やコミュニケーションにおける配慮について理解促進を図った。

ウ 今後の取組

- ・ 障がい者に対する差別解消の推進については、今後「障害者差別解消法」に基づく国の基本方針が示されるため、平成27年度に合理的配慮の提供等に関する本市のガイドラインを策定し、広く市民に周知する。
- ・ 小中学校における障がい者への理解促進事業の充実については、アンケート等に基づき、より効果的な出前講座等の内容を検討する。
- ・ 地域福祉ネットワーク形成支援については、「小地域福祉活動計画」の策定モデル地区において円滑に計画策定作業が行えるよう、各種基礎データ等の情報提供を行うとともに、その他の地区にも取組が広がるよう、関係課と連携を図りながら地区社協の活動を支援する。